

改正

平成22年10月1日訓令第72号

平成24年11月27日訓令第98号

平成24年12月5日訓令第103号

鹿角市建設工事総合評価落札方式の試行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第5条の規定に基づき、本市が発注する建設工事の品質を高めるため、総合評価落札方式を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札の方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札の対象となる工事のうち、入札者の施工能力及び信頼性等と入札価格とを総合的に評価することにより、価格のみによる競争による場合に比して、市にとって有利になると認められる工事とする。

2 対象工事の選定は、鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年鹿角市訓令第71号。以下「事務処理要綱」という。）第11条に規定する入札審査会（以下「審査会」という。）で指定する。

(落札者決定基準)

第4条 価格以外の評価対象とする項目、評価の方法その他落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、対象工事の目的及び内容に応じ、審査会で定める。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関して、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 総合評価落札方式を行おうとするとき 総合評価落札方式によることの適否

(2) 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項
(入札手続及び実施手続)

第6条 総合評価落札方式の入札手続及び実施手続は、この要綱及び鹿角市総合評価落札方式運用ガイドラインによるものとする。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価落札方式で定める評価は、価格以外の評価による得点（以下「価格以外の評価点」という。）及び価格での評価による得点（以下「価格評価点」という。）をもって行うこととし、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

(1) 価格以外の評価点は、当該工事の目的及び内容に応じて設定した項目ごとの得点の合計（設定した評価項目の合計点が20点を超える場合は、20点に圧縮補正して得られた得点）とする。

(2) 価格評価点は、次の算式により求めることとする。

ア 入札価格が調査基準価格以上の場合

$80点 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

イ 入札価格が調査基準価格を下回った場合

$80点 \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$

(落札者の決定方法等)

第8条 落札者の決定については、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、価格以外の評価点と価格評価点を加えた点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

- 2 前項の場合において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(提出資料に虚偽の記載等があった場合の対応等)

第9条 市長は、入札参加者の提出資料等に、虚偽の記載その他の明らかに悪質な行為が認められた場合は、落札者について、事務処理要綱第12条の規定に基づく指名停止等の措置を講じることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為が工事施工後に判明したときは、総合評価点の再計算を行った場合に当該施工者の落札時における総合評価点を確保するのに見合う金額と当該施工者の当初請負代金額との差額の支払を当該施工者に請求することができる。

(落札者として選定されなかった理由の説明)

第10条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日(鹿角市の休日を定める条例(平成2年鹿角市条例第23号)に規定する市の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に、書面により市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

附 則 (平成22年10月1日訓令第72号)

改正

平成24年11月27日訓令第98号

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月27日訓令第98号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年12月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月5日訓令第103号)

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。